

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

厚生労働大臣 殿

① 令和2年3月18日

ピーティーエス・コンサルティング・ジャパン株式会社

代表取締役社長 小島 卓夫
(ふりがな) せじま たくお

②届出者氏名

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	13-コ-303506
(ふりがな) ④氏名又は名称	ピーティーエス・コンサルティング・ジャパン株式会社 ぴーていえす・こんさるていんぐ・じゃぱんかぶしきがいしゃ
(ふりがな) ⑤所在地	〒108-0075 電話 050(5533) 0900 とうきょうと みなとく こうなん めいさんたかはまびる 東京都港区港南 2-12-23 明産高浜ビル 6F 港
⑥適用開始・変更予定日	令和2年4月1日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備考	担当者 リソーシング部 セールスマネージャー 川崎剛 050-5533-0962



手 数 料 表

当社が有料職業紹介事業を行った場合は次の手数料を上限として申し受けます。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は、 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる 賃金の 100% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる 賃金の 100% 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 5,000,000 円 活動一日当たり 200,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる 賃金の 100% 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる 賃金の 0% 手数料負担者は、 とします。

上記手数料は消費税が含まれていません。

100%は経営層及びシニア IT エンジニアの場合を想定

許可番号 13-ユ-303506

事業所の名称及び所在地 ピーティーエス・コンサルティング・ジャパン株式会社
東京都港区港南 2-12-23 明産高浜ビル 6 階